

東京都予防のための子供の死亡検証（CDR）関係機関連絡調整会議設置要領

令和6年2月22日5福祉子家第1934号

第1 目的

この要領は、東京都予防のための子供の死亡検証（CDR）実施要綱第3の1の規定に基づき設置する関係機関連絡調整会議の運営について、必要な事項を定めるものである。

第2 実施内容

関係機関連絡調整会議の実施内容は、以下のとおりとする。

- (1) 関係機関への情報提供の協力依頼
- (2) 検証結果の報告
- (3) その他都事業の推進に当たり必要な事項

第3 会議の構成及び委員任期

関係機関連絡調整会議は、別表に掲げる機関・団体等から、推薦された委員をもって構成する。

また、委員の任期は、委嘱又は任命の日から、委嘱又は任命の日の属する年度の3月31日までとする。

なお、委員は再任を妨げず、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 開催

関係機関連絡調整会議は、必要の都度東京都が招集し、開催する。

第5 事務

関係機関連絡調整会議の事務は、東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課において行う。

なお、事務の一部を民間に委託することができる。

第6 関係者からの意見聴取等

関係機関連絡調整会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴取できるほか、関係機関連絡調整会議への出席を求めることができる。

第7 その他

その他必要な事項は関係機関連絡調整会議で協議の上、決定する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

なお、本要領の施行をもって、令和5年8月28日付5福祉子家第28号「東京都予防のための子供の死亡検証（CDR）推進会議設置要領」は廃止する。

別表

区分	機関・団体等
医療	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
	地方独立行政法人東京都立病院機構
	公益社団法人東京都医師会
	東京都監察医務院
警察	警視庁刑事部
	警視庁生活安全部
消防	東京消防庁防災部
	東京消防庁救急部
保健	保健医療局保健政策部
児童 福祉	東京都児童相談所
区市 町村	特別区保健衛生主管課長会
	東京都市保健衛生担当課長会
その 他行 政関 係	子供政策連携室子供政策連携推進部
	生活文化スポーツ局消費生活部
	教育庁総務部
	福祉局子供・子育て支援部保育支援課